

避難指示区域の区分け 2012年4月に避難区域を年間積算量に応じて見直し設定。最終的な詳細決定は13年6月

	帰還困難区域	居住制限区域	避難指示解除準備区域
汚染度	年間積算量50mmSv超で、5年後も20mmSv超	年間積算量20mmSv超の恐れ、50mmSv以下	年間積算量20mmSv以下が確実(2.3μSv/h)
除染・復旧の取組	放射線量が非常に高いレベルであることから、バリエードなど物理的な防護措置を実施し、避難を求めている区域	将来的に住民の方が帰還し、コミュニティを再建することを旨として、除染を計画的に実施するとともに、早期の復旧を目指す区域	復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の方が帰還できるための環境を目指す区域。
規制	原則立ち入り禁止	一時帰宅や通過交通、認められた事業・営農が可能	一時帰宅などに加え日中は事業や営農が可能
対象者	24,200人	23,000人	31,800人
慰謝料	1450万円/1人(故郷損失として)	840万円/1人	840万円/1人
精神的賠償	月10万円	月10万円	月10万円
賠償総額	1億675万円	7197万円	5681万円
不動産賠償	事故前の時価で全額補償	全損の6分の3	全損の6分の2
当初の予測	解除は6年以上無理	事故後3年で解除	事故後2年で解除

その他、就労不能損害賠償として、事故以前の収入と比べ、減収分を補って(2015-2月末日打ち切り) また、住宅・宅地賠償として、移転先での購入価格と事故前の資産価値の差額の50~75%を補って



空間線量率1m 土地区分毎の変化



表面汚染密度 土地区分毎の変化



除染の実状

正確には「移染」と言うべきでは

- 放射能汚染が生じた際、放射性物質を除去し、人間の生活空間の線量を下げること。
- 2011年12月、除染関係ガイドラインが制定。住居・農地等の生活圏を最優先とし、圏外は20mを目安に落ち葉等の除去を行うとする。
- 森林全体への対応については検討を継続とちなみに、飯館村の75%は森林でそのまま。
- 宅地や農地土壌は、表層5cmはぎと土壌に詰め集積する。はぎとった土壌の代わりに砂を敷くため再び農地として使えない。
- 個人の家屋内は除染対象外で、雨漏れや外からの埃り動物の侵入などで線量は下がらず、そのまま住めない。
- 「局所的高線量対策工事」と称し、コンクリートのひび割れや、雨だれの落ちる場所などを再度除染とのことだが、国が直轄で除染する「除染特別地域」(20mmSv/年以上及び20Km圏内)の費用が1兆8300億~2兆3000億。
- 市町村が除染実施計画を策定し除染を行う「除染実施区域」の費用が、7000億~3兆1000億円の試算がある。
- 東電は「除染は費用がかりすぎ、一企業での実現は不可能」と「除染放棄発言」。どこからも請求されていない。

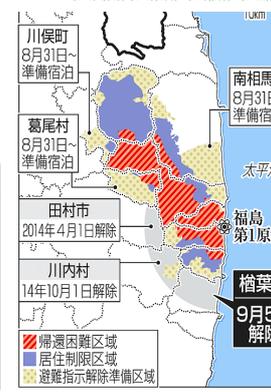


除染の廃棄物は12万8500カ所に仮置き。これらの近隣に住むのか?

★ 2011年6月、除染が放棄かを検討し、住民に諮ることなく加害者側のみで、除染し帰還させるとの「政治判断」

避難指示の解除 《条件》 ①、年間被ばく量が20mmSv以下、②、インフラなど生活環境の復旧 ③、地元との十分な協議

月日	市町村	避難区域	対象者数	帰還者数	割合	解除時期
2014-4-1	田村市	避難指示解除準備区域	380人	198人	52%	2015-9-6現在
2014-10-1	川内村	避難指示解除準備区域	239人	50人	21%	2015-10-1現在
2015-9-5	楡葉町	避難指示解除準備区域	7,300人	540人	7%	2016-2月現在
2016-6-12	葛尾村	居住制限、避難指示解除準備区域	1347人			2016-6-1現在
2016-6-14	川内村	居住制限、避難指示解除準備区域	54人			
2016-7-12	南相馬市	居住制限、避難指示解除準備区域	11,700人			
2017-3-31	他9市町村	帰還困難区域を除く				



補償打ち切り

2015年6月、自立の基に支援・補償を一時的に打ち切ると発表。

- 避難指示解除後は「自主避難者」への住宅支援は2017年3月で打ち切り
- 「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」への慰謝料は2018年3月で終了
- 福島県内に帰還する世帯の引越し費用の負担と生活困窮者への家賃補助

チェルノブイリ法

《放射線から住民を保護する法律》

国家が汚染された地域の住民の健康で文化的に生きる権利を守る。事故の5年後、1991年に制定。ウクライナでの被災登録者は213万2251人

チェルノブイリ法の3要素

- ①国が支援・補償する「介入基準」1mmSv/年超を法律で定めた。
- ②居住か、移住かの選択肢が認められる地域を定めた。
- ③「子ども」の範囲を胎児・子孫まで広げた。

法の実施のための支出義務 《第5条》

この法律に定められた、チェルノブイリ原発事故の結果放射能被害を受けた市民に対する被害補償や社会的支援策の実施については、ロシア連邦が資金拠出義務を負う。

移住の権利地域の住民が受ける補償

- 1、国家の負担による追加医療保障(毎年の健康診断、薬剤の無料供与など)
- 2、非汚染地帯でのサナトリウム治療(保養)と追加の休暇
- 3、妊婦に対する居住地以外での延長休暇
- 4、月に100米ドル相当の支払い(健康増進用、追加食品用)
- 5、年金の30%割り増し

日本ではなぜできない

民主党政権時検討したが、その後は?

- 復興の理念や定義があいまいのまま、期間を決め帰還者数等の数値的目標に向かって、元通りに戻すことに重点を置いた。

個人の健康や不安には目を向けず、金で対応できることのみを対処

被災地の現状

自殺者が2014年には15人、2015年は11月末で19人となった

福島県の小児甲状腺がん及び疑いの子どもたちは3か月半前の166人から6人増えて合計172人になった(2016年3月31日現在)

政府は様々な理由をあげて、原発が原因だとは断定できないと

家族がバラバラに。小さな子を持つ親は遠くに離れ、稼ぎ手は自宅にしか職がなく、お年寄りも商店や医者もなく、足のない所には戻れず。

むすび

安倍首相は国際オリンピック委員会総会で、汚染水漏れは、「状況はコントロールされている」とし、オリンピックの開催には問題ないとした。

そのためか政府は具体的な除染状況を示すことなく支援を打ち切り、強引に帰還を進めようとしている。これは住民のためか安倍の体裁のためか。

	ウクライナ	日本
基準	1mmSv/年(0.114μSv/h)(ICRPの声明値)	被ばく量を基準にした
支援策	雇用支援、財物補償を国が行う。(恒久住宅の手当て)	支援地域の設定は無い
健康保護	国の予算で薬品・健康診断の無料化、支援。	期間限定での住宅支援(福島県内地域からの避難者のみが対象) 県の基金で県民健康調査(福島県外は対象外)

強制避難区域	住民を強制的に避難させた汚染レベルの高い立入禁止区域
強制移住区域	年間被ばく線量が法律制定時に5mmSvを超える区域
移住選択区域	年間被ばく線量が法律制定時に1~5mmSvを超える区域
放射線管理区域	年間被ばく線量が法律制定時に0.5~1mmSvを超える区域